

沖縄県「全国がん登録」診療所指定要領

1 趣旨

この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項に基づく届出において、同条第 2 項に基づき沖縄県知事が指定する診療所に関し、必要な事項を定めるものである。

2 対象診療所

対象となる診療所は、がん(上皮内がんを含む)の診断や治療等が実施可能で、かつ、法第 6 条第 1 項の届出対象情報の届出を行うことができる診療所とする。

3 申請方法

指定を受けようとする診療所の開設者は、「全国がん登録における診療所指定申請書(様式 1)」を、届出を開始しようとする年の前年 11 月末日までに、沖縄県知事に提出する。

4 指定方法

沖縄県知事は、「全国がん登録における診療所指定申請書(様式 1)」を受理した場合は、法第 6 条第 2 項の診療所としての指定を行い、各年 1 月 1 日付けで「全国がん登録における診療所指定書(様式 2)」により通知する。

なお、指定は各年 1 月 1 日付けで行い、年途中の指定は行わないものとする。

5 指定内容の変更

指定された診療所の内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録における指定診療所変更届(様式 3)」を速やかに沖縄県知事に提出する。

6 指定診療所の辞退

指定診療所が、その指定を辞退する場合は、「全国がん登録における指定診療所辞退届(様式 4)」を沖縄県知事に提出する。

7 指定の取消

沖縄県知事は、法第 6 条第 4 項及び 5 項の規定に基づき、指定診療所の指定を取り消す場合は、「全国がん登録における診療所指定取消書(様式 5)」により通知する。

(附則) この要領は、平成 27 年 10 月 15 日から施行する。

(附則) この要領は、令和 3 年 2 月 22 日から施行する。

「全国がん登録」における診療所の指定について

【概要】

平成 28 年 1 月 1 日に「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）が施行され、「全国がん登録」が開始されました。「全国がん登録」では、全ての病院と指定された診療所が、がんに関する届出対象情報の届出を行います。

診療所については、開設者の申請に応じ、県知事が指定することとされていますので、指定を受けようとする診療所の開設者におかれては、下記にご留意いただき、「全国がん登録における診療所指定申請書（様式 1）」を提出して下さい。

■指定対象となる診療所

がん（上皮内がんを含む）の診断や治療等が実施可能で、がんに関する届出対象情報（法第 6 条第 1 項）の届出を行うことができる診療所となります。

■指定を受けた診療所の義務等

- 指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに関する情報を、翌年 12 月 31 日までに県知事に届け出なければなりません。（法第 6 条第 1 項）
- 当該届出に関し、資料の提出、説明その他の協力を求められることがあります。（法第 16 条）
- 診療所において、届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない秘密保持義務があります。（法第 28 条第 7 項）。当該規定に違反した場合は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。（法第 55 条）

■指定の期限

指定期間の制限はなく、指定を受けた診療所の辞退又は沖縄県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続します。

■指定方法

指定は、各年 1 月 1 日付けでまとめて行うこととし、年途中の指定は行いません。

■指定日以後の届出対象情報の届出方法

具体的な届出方法については、「全国がん登録届出マニュアル」をご参照下さい。
※「全国がん登録届出マニュアル」は沖縄県健康長寿課ホームページに掲載しています。
※届出対象情報は、添付の「 全国がん登録届出票①」の内容となります。

【申請書の提出先】 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（行政棟 4 階）
沖縄県保健医療部健康長寿課 がん対策班

【沖縄県健康長寿課ホームページ】

<http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kenkotyoju/index.html>